



# 山形県公報

令和2年9月29日(火)  
第142号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(県土利用政策課) …… 995

### 告 示

○指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) …… 996

○県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(村山総合支庁農村計画課) …… 同

○昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、  
物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正……………(会 計 局) …… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○政治団体の設立…………… 997

○政治団体の届出事項の異動…………… 998

○政治団体の解散…………… 同

○山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程…………… 同

### 公 告

○県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……1000

○一般競争入札の公告……………(教育センター) ……1003

## 規 則

山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第61号

#### 山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

山形県屋外広告物条例施行規則(昭和49年12月県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項第1号中「第27条の3」を「第34条」に改める。

第14条第2項中「に規定する」を「(条例第21条の5第3項において準用する場合を含む。)に規定する」に、「書類」を「書類(条例第21条第3項の更新の登録の申請に係るものを除く。)」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項第1号の改正規定は、令和2年10月1日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第683号**

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

令和2年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	指定介護療養型医療施設の名称及び所在地	サービスの種類	辞退の効力発生年月日
医療法人大井医院	大井医院 酒田市亀ヶ崎四丁目5番46号	介護療養施設サービス	令和 2. 9. 30

**山形県告示第684号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和2年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
経営体育成基盤整備事業（面的集積型）	新西地区	令和2年6月26日

**山形県告示第685号**

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から施行する。

令和2年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「主任技術者（監理技術者）」を「主任技術者」に改め、同項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 監理技術者

(4) 監理技術者補佐（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の2第1項第2号へに規定する監理技術者補佐をいう。以下同じ。）

第11条第5項中「主任技術者（監理技術者）」を「監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）」に改める。

第13条第1項及び第2項中「主任技術者（監理技術者）」を「監理技術者等」に改める。

第48条第4号中「第11条第1項第2号」を「第11条第1項第2号から第4号まで」に改める。

第61条中「主任技術者（監理技術者）又は」を「監理技術者等、」に改める。

別記様式第2号の備考に次のただし書を加える。

ただし、既に締結されている契約の変更を内容とする契約締結後に提出する場合は、

「

計 画
-----

」とあるのは、「

変更前の計画
変更後の計画

」と書き換えること。

別記様式第5号中

主任技術者、監理技術者	を		
[ 専任 ] 主任技術者、監理技術者	に、		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">委任除外事項</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	委任除外事項		を
委任除外事項			
監理技術者補佐			
氏名 生年月日	年 月 日	資格名・ 合格番号	
監理技術 者兼務先	工 事 名		
	監理技術者 補佐氏名		
委任除外事項			

に改め、同様式の備考第2項

中「こと。」を「こと。また、建設業法第26条第3項本文の建設工事により主任技術者又は監理技術者を専任で配置する場合は、専任を○で囲むこと。」に改め、同備考第4項中「契約額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事である場合の」を削り、「工事現場毎に専任の者であり、」を「原則として」に改め、同備考第5項中「主任技術者（監理技術者）」を「監理技術者等」に改める。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

**山形県選挙管理委員会告示第53号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和2年9月29日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

1 政党の支部のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党山形県酒田市第四支部	梶原 宗明	佐藤 光祐紀	酒田市新橋一丁目13番地の3	令和 2. 9. 1

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
すなだ茂後援会	佐藤 政弥	齋藤 栄美子	東田川郡三川町大字青山203	令和 2. 7. 28
アットマーク政治参加	小島 一	佐々木 雄一郎	東根市大字島大堀255	同 8. 11

改革中道の政策を進める 県民の会	佐藤 敏 春	佐々木 雄一郎	西村山郡大江町大字小鉾52	同 8.19
山形県改革協議会	青柳 安 展	佐々木 雄一郎	東根市宮崎1-1-5	同 8.26
山形民主の会	石黒 覚	高橋 昭 弘	山形市下条町2丁目12番23号	同

**山形県選挙管理委員会告示第54号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和2年9月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党白鷹支部	今野 正 明	会計責任者の氏名	小 口 尚 司	佐 藤 京 一	令和 2. 7. 25
自由民主党大江町支部	関野 幸 一	主たる事務所の所在地	西村山郡大江町大字左沢1014番地の5	西村山郡大江町大字小鉾41番地	同 8. 1
		代表者の氏名	関 野 幸 一	結 城 岩 太 郎	

**山形県選挙管理委員会告示第55号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和2年9月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
今井えいき後援会	遠藤 栄 次 郎	令和 2. 8. 10
山口吉静後援会	荒 川 力	令和 2. 8. 16

**山形県選挙管理委員会告示第56号**

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年9月29日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

**山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程**

山形県公職選挙事務取扱規程（昭和35年7月県選挙管理委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

別記第57号様式の1を次のように改める。

第57号様式の1（候補者の届出（推薦届出）の告示）

(1) 衆議院小選挙区選出議員の選挙以外の選挙の場合

選挙告示第 号

年 月 日執行の 選挙につき（ 選挙区において）、候補者として、次のとおり届出（推薦届出）があつた。

年 月 日

選挙選挙長 氏 名

届出受理番号	届出年月日	届出の別	ふりがな候補者氏名	本 籍		年齢	党派	職業
				住 所				
				一のウェブサイト等のアドレス				

- 備考 1 「候補者氏名」欄には、認定された通称があるときは、その通称を記載すること。
- 2 「本籍」欄には、候補者の本籍の都道府県を記載すること。
- 3 「住所」欄には、候補者の住所について、参議院選挙区選出議員の選挙又は知事の選挙の場合は都道府県及び市区町村（指定都市については道府県、市及び区）を、議会議員の選挙の場合は県、市町村及び市町村内の町又は字を記載すること。
- 4 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために使用する一のウェブサイト等のアドレスの届出があつたときは、そのアドレスを記載すること。

(2) 衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合

選挙告示第 号

年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき（ 選挙区において）、候補者として、次のとおり届出（推薦届出）があつた。

年 月 日

選挙選挙長 氏 名

届出受理番号	届出年月日	届出の別	ふりがな候補者氏名	本 籍		年齢	職業	同時に 行われ る衆議 院比例 代表選 出議員 選挙に おける 衆議院 名簿登 載者又 は衆議 院名簿 登載者 としよう とする 者	政党に よる届 出以外 の場合 における 所属政 党等の 名称
				住 所					
				一のウェブサイト等の アドレス（候補者）					

- 備考 1 「候補者氏名」欄には、認定された通称があるときは、その通称を記載すること。
- 2 「本籍」欄には、候補者の本籍の都道府県を記載すること。
- 3 「住所」欄には、候補者の住所の都道府県及び市区町村（指定都市については道府県、市及び区）を記載すること。
- 4 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスの届出があったときは、そのアドレスを記載すること。

別記第58号様式の1を次のように改める。

第58号様式の1（候補者の辞退、死亡等の告示）

（1）衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党に係る事由以外の事由の場合

選挙告示第 号

年 月 日執行の 選挙につき（ 選挙区において）、候補者として届出（推薦届出）のあつた次の者は、年 月 日候補者であることを辞退した（年 月 日死亡した）（公職選挙法第91条第2項（第103条第4項）の規定により、年 月 日候補者であることを辞退したものとみなされた）（候補者となる（である））ができない者であるため、年 月 日その届出を却下した）。

年 月 日

選挙選挙長 氏 名

1 候補者の氏名

2 住 所

備考 「住所」については、議会議員の選挙以外の選挙の場合は候補者の住所の都道府県及び市区町村（指定都市については道府県、市及び区）を、議会議員の選挙の場合は候補者の住所の県、市町村及び市町村内の町又は字を記載すること。

（2）衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党に係る事由の場合

選挙告示第 号

年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（ 選挙区）における次の候補者届出政党から年 月 日候補者の届出を取り下げる旨の届出があつた。

（次の候補者届出政党から年 月 日次の候補者が当該候補者届出政党に所属する者でなくなつた旨の届出があつたので、年 月 日候補者の届出を却下した。）

（次の候補者届出政党は、公職選挙法第86条第1項各号のいずれにも該当しない政党その他の政治団体であるので、年 月 日その届出を却下した。）

（次の候補者届出政党の届出は、公職選挙法第87条第3項の規定に違反してなされたものであるので、年 月 日その届出を却下した。）

年 月 日

選挙選挙長 氏 名

1 候補者届出政党の名称

2 候補者の氏名

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別記第57号様式の1及び別記第58号様式の1の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年9月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格 住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル	公募 戸数	区分	家賃					摘要		
						収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者	収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者		収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者	
県営小出アパート1号	長井市台町3-1	3DK	55.7	1	一般用	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	3月分の家賃に相当する額	单身可
同 2号	同 3-2	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		
同 成田アパート	同 成田3102-3	同	58.0	3	同	14,300	16,500	18,900	21,300	24,400	28,100		
同 小国アパート1号	同 西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3-9	同	58.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900		
同 白鷹アパート	同 白鷹町大字荒砥乙1482-1	同	58.0	1	同	13,100	15,100	17,300	19,500	22,300	25,800		单身可
同	同	同	55.7	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800		同
同 飯豊アパート	同 飯豊町大字萩生3893-3	同	55.7	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800		
同	同	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300		单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

- (ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年10月5日から同月9日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、令和2年10月9日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所



## 5 入居の時期 令和2年12月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県教育センター研修用コンピューターシステム機器等賃貸借及び保守の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年9月29日

山形県教育センター所長 大山 慎一

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 天童市大字山元字犬倉津2515 山形県教育センター2階 201研修室
- (2) 日 時 令和2年11月9日（月）午後2時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 山形県教育センター研修用コンピューターシステム機器等賃貸借及び保守一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和3年2月1日から令和8年1月31日まで
- (4) 納入場所 山形県教育センター
- (5) 入札方法 上記(3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち、令和3年2月分から同年3月分までの2箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、上記(3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総額のうち令和3年2月分から同年3月分までの2箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

- (1)から(7)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 令和2年度山形県物品等及び特定調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (5) 過去5年以内に、国、地方公共団体、又は教育機関とパーソナルコンピューター及びソフトウェアの賃貸借並びに保守にかかる契約を履行した実績があること。（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上である者に限る。）として当該業務を受注した実績がある者を含む。）であること。
  - (6) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関して JIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することにより認証を受けていること又は JIS Q 15001 の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
  - (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。

- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)及び(6)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
天童市大字山元字犬倉津2515 山形県教育センター総務課 電話番号023(654)2155
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和2年10月23日（金）午後3時までに山形県教育センター総務課に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- イ 3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)及び(10)に係る事項を証明する書類）
- ロ 2(2)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書
- (2) 提出された応札物品仕様書については、2の(2)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、山形県教育センターの都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Rental and Maintenance Contract for a Computer System for Training
- (2) Time-Limit for tender: 2:00 P.M. November 9, 2020
- (3) Contact point for the notice: General Administration Division, Yamagata Prefectural Education Institute, 2515 Inukuratsu, Yamamoto, Tendo-shi, Yamagata-ken, 994-0021 Japan TEL 023(654)2155